

第20回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成27年8月3日(月)
午後2時00分～午後4時46分
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 サファイア

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 会長及び副会長の選出

5 議 事

(1) さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業に係る
環境影響評価事後調査書について

(2) さいたま市環境影響評価技術指針の改正の方向性について

(3) その他

6 閉 会

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿 (第7期)

任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 教授	電波工学	電波障害
2	おおくぼ かずあき 大窪 和明	埼玉大学大学院理工学研究科 助教	交通計画、物流計画	コミュニティ、 地域交通
3	おおつか そういち 大塚 壮一	元埼玉大学大学院 准教授	大気、物質循環	大気質
4	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部 教授	生物学	動物、生態系
5	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	環境計画	景観、温室効果 ガス等
6	こはた くにお 木幡 邦男	埼玉県環境科学国際セン ター 研究所長	水環境	水質、水象
7	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学 研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、 有害化学物質
8	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療 福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有 害化学物質
9	【会長】 ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学（無機化学・錯体 化学・生物無機化学）	水質、安全、放 射性物質
10	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	植物生理学、分子生物 学	植物
11	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	都市熱環境、水質関係	水質、水象
12	【副会長】 みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 理事 システム理工学部 教授	都市環境工学	日照障害、風害
13	やました みつやす 山下 充康	一般財団法人小林理学研 究所 理事長	騒音工学	騒音、振動
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理 学	動物、生態系
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会 理事 技師長	廃棄物等	廃棄物等

第20回 さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

日時 平成27年8月3日(月)
午後2時00分～午後4時46分
会場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 サファイア

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

岩崎 久雄	委員	大窪 和明	委員
大塚 壮一	委員	窪田 陽一	委員
木幡 邦男	委員	篠原 厚子	委員
永澤 明	委員	藤野 毅	委員
三浦 昌生	委員	山下 充康	委員
渡辺 愛子	委員	渡辺 季之	委員

2 事業者（埼玉県、さいたま赤十字病院） 7名

3 建設会社 4名

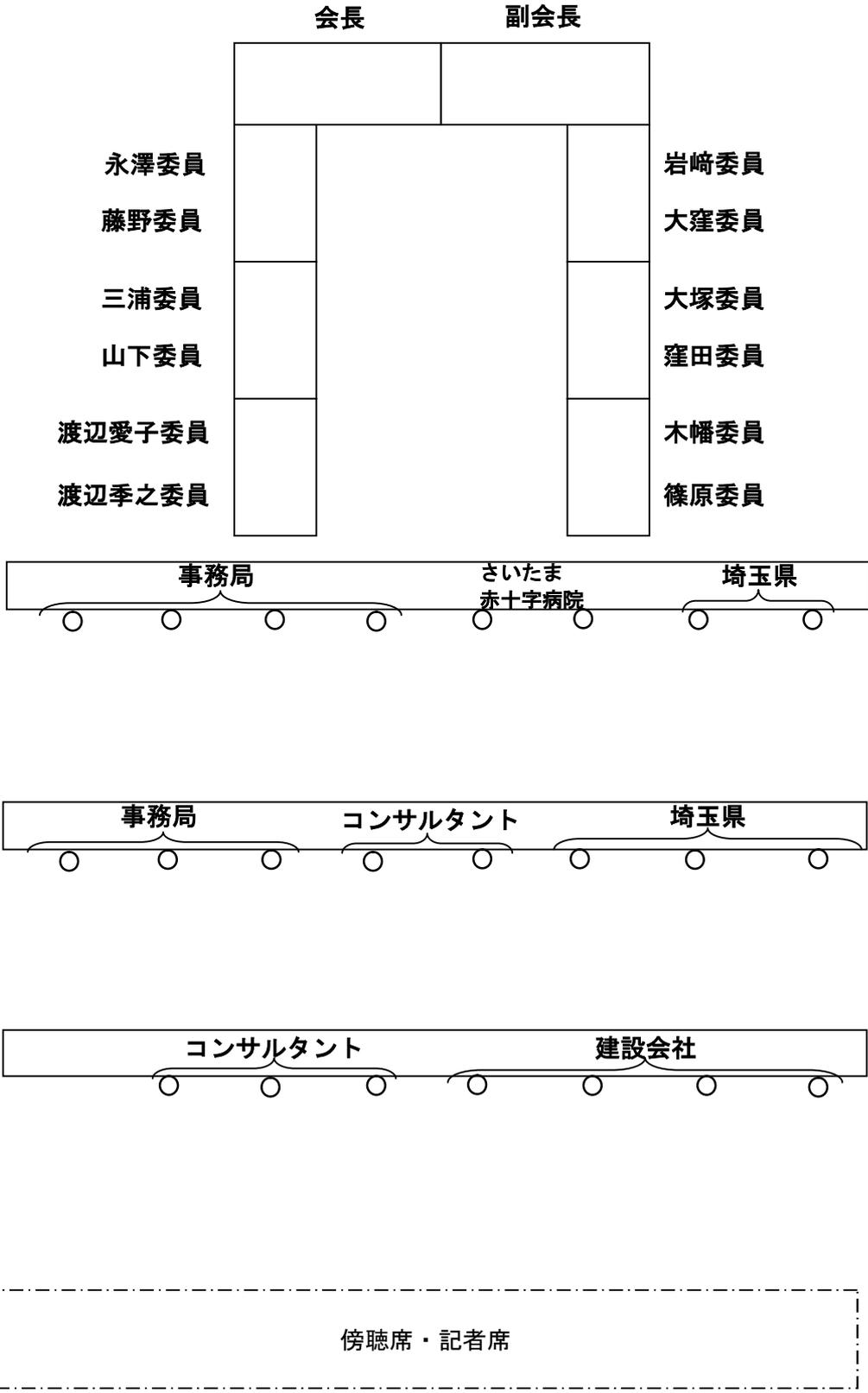
4 委託会社 5名

5 事務局（さいたま市環境局環境共生部環境対策課）

環境局長	三ツ木 宏	参事兼環境対策課長	武井 誠
課長補佐	金井 直樹	課長補佐	大谷 卓
主 査	羽田 将司	主 査	和田 淳
主 事	奥野 修平		

第20回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

日 時 平成27年8月3日(月)
 午後2時00分～午後4時46分
 場 所 ホテルブリランテ武蔵野
 2階 サファイア



事業概要及び環境影響評価の手続状況

平成27年8月3日現在

対象事業の名称		さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業		
根拠法令		さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)		
都市計画特例の適用		なし		
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地		①埼玉県 埼玉県病院事業管理者 名和 肇 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3 ②さいたま赤十字病院 院長 加藤 泰一 埼玉県さいたま市中央区上落合8-3-33		
対象事業の種類		大規模建築物の建設		
事業実施区域		さいたま市中央区新都心1番2、4、5、6、7		
事業規模		延床面積 約139,100㎡		
関係地域		事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、中央区、浦和区の一部)		
手続状況	調査計画書	図書の受理		平成24年11月16日
		公告・縦覧		〃 11月28日～12月28日
		技術審議会		平成25年 3月 6日 (3月15日答申)
		市長意見		〃 3月18日
	準備書	図書の受理		〃 4月19日
		公告・縦覧		〃 5月10日～ 6月10日
		技術審議会		〃 10月 8日 (11月 6日答申)
		市長意見		〃 11月 7日
	評価書	図書の受理		〃 12月20日
		公告・縦覧		平成26年 1月14日～ 1月28日
		事業着手		〃 2月 1日
	対象事業の内容変更に係る 手続等免除承認申請書		提出	〃 7月 7日
			承認	〃 7月17日
	事後調査書	図書の受理		平成27年 4月24日
		公告・縦覧		〃 5月11日～ 6月11日
		技術審議会		〃 8月 3日 (月 日答申)
市長意見		〃 8月25日(期限)		
備考		事後調査書に対する市民等からの意見書 受付期間:平成27年5月11日から同年6月25日まで 提出状況:なし		

さいたま市環境影響技術指針の改正の方向性について

さいたま市環境影響評価条例の一部改正について

背景

- 平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の一般環境中への放出
- 平成24年の環境基本法の改正により、放射性物質による環境汚染の防止のための措置を原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除された。

→ 環境法体系の下での放射性物質による環境汚染に対応

国

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年6月21日法律第60号）

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、環境影響評価法等の環境法中、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境法体系の下での放射性物質による環境汚染の防止のための措置を明確化した。

環境影響評価法（平成9年法律第81号）の一部改正

（平成27年6月1日施行）

（適用除外等）

第52条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壤の汚染については、適用しない。 ⇒ **削除**

2・3 [略]

さいたま市

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）の一部改正

法律と同様の改正を予定。

放射性物質の影響を環境影響評価の対象とする。

平成27年9月議会に上程予定。

平成27年10月公布、平成28年10月1日施行予定。

さいたま市環境影響評価技術指針改正の方向性について

23 安全

危険物等に対する安全性の確保の対象に**放射性物質**を追加する。

23 安全

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

現行

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物に対する安全性の確保



改正後※

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、**放射性物質**その他危険物に対する安全性の確保

※条例改正後、技術指針の改正を予定。

21 コミュニティ

対象とする調査・予測・評価の項目に**コミュニティ活動**を追加する。

21 コミュニティ

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア コミュニティ施設

イ **コミュニティ活動**

現在の技術指針では、公民館、集会所等、地域のコミュニティ施設（ハード面）に係る影響のみを評価対象としている。



対象事業の実施に伴う地域の分断等の影響が、当該地域における**祭り、伝統行事その他のコミュニティ活動そのもの（ソフト面）**に与える影響についても評価対象とする。

別表1 調査・予測・評価の項目

改正案

調査・予測・評価の項目			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物	
		浮遊粒子状物質	
		炭化水素（非メタン炭化水素に限る。以下同じ。）	
		粉じん	
		その他の大気質に係る有害物質等* 1	
	騒音・低周波空気振動	騒音	
		低周波空気振動	
	振動	振動	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	
		特定悪臭物質* 2	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
			浮遊物質
			窒素及び燐
			水温
			水素イオン濃度
			溶存酸素量
			その他の生活環境項目* 3
			健康項目等* 4
		底質	強熱減量
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
地下水の水質	底質に係る有害物質等* 5		
水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目* 6	
	河川等の流量、流速及び水位		
	地下水の水位及び水脈		
	温泉及び鉱泉		
	堤防、水門、ダム等の施設		
土壌	土壌に係る有害項目* 7		
地盤	地盤沈下		
地象	土地の安定性		
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）		
	表土の状況及び生産性		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	
	植物	保全すべき種	
		保全すべき植生及び群落	
		緑の量	
生態系	地域を特徴づける生態系		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	
	史跡・文化財	指定文化財等	
		埋蔵文化財	
	日照障害	日影の状況	
	電波障害	電波受信状況	
	風害	局所的な風の発生状況	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物	
		残土	
		雨水及び処理水	
	温室効果ガス等	温室効果ガス	
		オゾン層破壊物質	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設 コミュニティ活動	
	地域交通	自動車交通	
		バス等の公共交通	
		歩行者交通・自転車交通	
		安全	危険物等の安全性の確保

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

コミュニティ施設

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項

- a コミュニティ施設の分布の状況
- b コミュニティ施設の利用の状況
- c コミュニティ施設への経路及び交通手段の状況

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 地形等の状況
- b 土地利用の状況
- c コミュニティ施設に係る計画等
- d 法令による基準等

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

コミュニティ施設への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

コミュニティ施設への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

コミュニティ施設への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) コミュニティ施設

コミュニティ施設への影響の程度又はコミュニティ施設の有する機能の変化の程度

(イ) コミュニティ施設までの利用経路

コミュニティ施設までの利用経路等に与える影響の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 対象事業の計画並びに水象、地象、動物、植物、生態系、景観及び自然とのふれあいの場の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定

(イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

- a 工事計画
- b 土地改変計画、湛水計画等

(イ) 地域特性に係る条件

土地利用

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

将来のコミュニティ施設の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

コミュニティ施設への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

コミュニティ施設への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

コミュニティ施設への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア コミュニティ施設への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村がコミュニティ施設の整備に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

(1) 対象とする予測・評価の項目

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物に対する安全性の確保

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のため、必要に応じて次の事項を調査する。

ア 地域における過去の災害等の状況

イ 地域における気象の状況

ウ 地域における地形及び工作物の状況

エ 地域における周辺土地利用等の状況

オ 地域における住民避難場所の状況

カ 関係法令による規制の状況

(3) 予測

ア 予測内容

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等の火災及び爆発並びに漏洩及び拡散に対する安全性の確保の程度

イ 予測方法

対象事業の計画に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

- a 引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等保有量と安全対策
- b 引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等使用施設稼働計画
- c 構造物の安全対策、遵守基準
- d 災害時の防災態勢、遵守基準

(イ) 地域特性に係る条件

必要に応じ、次の状況を勘案する。

- a 地域における防災計画等の策定状況
- b 地域における防災計画等への取組等

エ 予測地域

対象事業の実施により引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等の火災、爆発又は漏洩に対する安全上の確保に係る地域

才 予測対象時期等

(ア) 工事

工事期間

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等の火災及び爆発並びに漏洩及び拡散等の防止が事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が防災計画、指針等により定めた基準、目標等を予測結果が満足しているかどうかを明らかにする。

第20回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成27年8月3日（月）

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

午後2時00分 開会

○武井参事兼課長 それではお時間となりましたので、ただいまから第20回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、さいたま市環境対策課長の武井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本審議会の開会に当たりまして、さいたま市環境局長の三ツ木よりご挨拶を申し上げます。

○三ツ木局長 皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、さいたま市環境局長の三ツ木と申します。よろしくお願いいたします。

第20回さいたま市環境影響評価技術審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、かつまたお暑い中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、本市の環境行政の推進につきましては、日ごろより格別のご支援、ご協力をいただき、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本市の環境影響評価技術審議会は、本市が政令指定都市となった平成15年の7月に設置され、ことしで13年目を迎えております。これまで多くの委員の皆様方に多大なご協力をいただきまして、今回第20回目という節目の開催を迎えたところです。

さて、近年の環境行政を取り巻く状況を見ますと、本日、議事を予定しております技術指針改正の方向性にも関連がございますが、あの4年前の3.11以来、大きく変貌を遂げております。我が国におきましては低炭素社会の実現やエネルギーセキュリティの確保が喫緊の課題となり、本市におきましても再生可能エネルギーの率先導入や、ハイブリッド車、EVといった次世代自動車の普及促進、さらには水素エネルギー社会の先駆けとなるパッケージ型水素ステーションの設置やFCVの導入など、さまざまな先進的施策を展開しているところです。

一方、首都圏の一翼を担う政令指定都市といたしまして、日々発展を続ける本市としては、大規模な開発等の事業と環境保全の両立を図ることが大変重要となっております。さいたま市総合振興計画に掲げた本市の将来都市像の一つであります「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を実現するためにも、環境影響評価制度はなくてはならない制度であると認識をしております。そのため、本審議会にはさまざまな分野でご活躍されている委員の皆様、専門的立場から貴重なご意見をいただき、これを市長意見として対象事業の実施計画や環境保全措置に反映させていくという極めて重要な役割を担っていただいております。

また、本年8月1日からは第6期委員より再任をお引き受けいただいた11名の委員の皆様、新たに4名の委員の方々をお迎えしまして、第7期委員としてご委嘱申し上げ、新たな体制でのスタートとなりました。本日はその新体制における正副会長の選出をお願いした後、1点目の議事といたしましては、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業に係る環境影響評価事後調査書について、2点目としましてはさいたま市環境影響評価技術指針改正の方向性についてご審議をいただきますので、どうか忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

結びになりますが、委員の皆様におかれましてはそれぞれの分野でのますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、今後とも本市の環境行政と本審議会の運営につきましてご指導、ご鞭撻を賜りますよう改めてお願い申し上げます、簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

芝浦工業大学教授、岩崎久雄様です。

埼玉大学大学院助教、大窪和明様です。

元埼玉大学大学院准教授、大塚壮一様です。

埼玉大学大学院教授、窪田陽一様です。

埼玉県環境科学国際センター研究所長、木幡邦男様です。

清泉女子大学教授、篠原厚子様です。

埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

芝浦工業大学教授、三浦昌生様です。

一般財団法人小林理学研究所理事長、山下充康様です。

日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。

そして、本日ご欠席の委員の皆様ですが、東洋大学教授 金子律子様、埼玉県立大学准教授 四ノ宮美保様、埼玉大学大学院准教授 日原由香子様におかれましては、本日はご都合によりご欠席となっております。

以上が委員の皆様方のご紹介でございます。

続きまして、本日ご審議いただきますさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の事

業者及び関係者の皆様をご紹介します。

○武井参事兼課長　また、本事業の環境影響評価業務を請け負っておりますコンサルタント会社にも出席をいただいております。

最後に、事務局はさいたま市環境局環境共生部環境対策課で務めさせていただいております。事務局の出席者等につきましては、出席名簿にて代えさせていただきたいと思っております。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1としまして、出席者名簿及び座席図となっております。

そして、資料2としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿となっております。

資料3としまして、さいたま市環境影響評価条例（抜粋）と技術審議会規則となっております。

資料4としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会運営要領。

資料5としまして、事業概要及び環境影響評価の手続き状況。

資料6としまして、さいたま市環境影響評価技術指針の改正の方向性についての資料です。

資料7としまして、さいたま市環境影響評価条例審議案件手続状況、これはA3の資料となっております。

資料8としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会運営要領となっております。

そのほか、冊子といたしまして、机上に配付させていただいた資料でございますが、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の環境影響評価事後調査書、それからその要約書です。

それから冊子としまして、さいたま市環境影響評価条例集、そして技術指針、技術指針の手引となっております。

最後に、パンフレットとして「さいたま市環境影響評価制度」のパンフレットを配付させていただきます。

お手元の資料はお揃いでしょうか。

なお、局長につきましては業務多忙につき、議事の途中で退席させていただきますので、あらかじめお断りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会の成立について確認と報告をさせていただきます。

さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条の規定により、過半数の委員のご出席がなければ審議会を開くことができないという規定になっております。本日は、委員総数15名のうち12名のご出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次に次第の4番になります。会長、副会長の選任に移りたいと思います。

第6期の委員の任期満了に伴いまして、先ほど局長のご挨拶の中にもありましたが、8月1日付で第7期委員を委嘱させていただいたところです。

そこで、新たな組織の会長と副会長を選任しなければなりません。その選任の規定については、事務局からご説明をさせていただきます。

○金井課長補佐 それでは、資料3をご覧ください。

左側に、さいたま市環境影響評価条例の技術審議会に関する規定の抜粋と、右側に技術審議会規則が書かれております。

まず、左側の条例の規定ですが、当審議会はさいたま市環境影響評価条例に基づく市長の諮問機関として設置されております。事業者から提出された調査計画書、準備書、事後調査書の内容について、環境保全の見地から市長意見を述べる際などに、当審議会に諮問してご意見を聞くこととなります。第50条では、委員の定員及び任期の規定をしております。

右側の審議会規則ですが、第2条により審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることが規定されております。

会長は、審議会の代表として会議を招集し、議長となって会議を総括します。副会長は、会長の補佐役で、会長に事故があるときには会長に代わり、その職を務めることとなります。

以上でございます。

○武井参事兼課長 ただいまご説明のとおり、会長それから副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。

そこで、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○山下委員 よろしいですか。

○武井参事兼課長 山下委員、よろしく申し上げます。

○山下委員 委員の互選ということですが、前回もお願いしたのですけれども、事務局のほうであらかじめ、事務局案などはあるのでしょうか。

○武井参事兼課長 はい、事務局案をご用意してございます。

○山下委員 すみませんがよろしく申し上げます。

○武井参事兼課長 では、事務局からの提案という形でお話させて、よろしいでしょうか。

(出席委員了承)

○武井参事兼課長 実は、事務局の提案としまして、第6期審議会で会長をお務めいただいております永澤明委員に会長を続投していただくということと、副会長につきましても第6期審

議会で副会長をお務めいただいております三浦委員をご提案させていただきたいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○武井参事兼課長 それでは、永澤委員、三浦委員、よろしいでしょうか。

(永澤委員、三浦委員 了承)

ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、永澤委員には会長席に、三浦委員には副会長席にお移りいただきまして、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○永澤会長 それでは、僭越ながら議長を務めさせていただきます永澤でございます。

特に、今回のこの新都心の医療街区に関しては、非常に市民の方の関心も強いところで、ぜひ皆様のご意見をいただいて、環境的にも配慮した良いものを、あるいはその工事期間中の環境問題の解決に対して尽力していきたいと思います。

また、先ほど三ツ木局長からお話のありましたような技術指針の改定に関しても、今後重要な案件であると思いますので、どうぞよろしくお考えいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○三浦副会長 三浦でございます。

私は、建築学科を卒業して以来、長年にわたって環境に影響を与えない建築、それから環境に影響を与えない都市というものを研究してまいりましたので、その点でこれからの物件を見ますと、大規模建築物というのが非常に多いと思いますので、これまでの私の研究を生かしていく機会になればと存じております。

それから、この影響評価に関しては皆様ご存じのとおり、儀式化してしまうとかですね、そういった形式的なものに陥りがちだという批判もあるわけですがけれども、今のこれからの時代こそ環境影響評価は中身のある、単なる儀式ではなく、本当の本来の環境を取り戻していくために建物やインフラ、諸施設をどうやって造っていくかという極めて重要な審議会、そしてそれを実のあるものにしていくことが会長や私や、それから委員の皆様方の責務であるというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○武井参事兼課長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、永澤会長、よろしく願いいたします。

○永澤会長 それでは、議事に入る前に確認をいたしたいんですけれども、今回、傍聴希望者の方はございますでしょうか。

○金井課長補佐 本日の審議会に傍聴希望者は4名来ております。

○永澤会長 それでは、会議の公開のことについて、事務局からご説明いただきたいと思います。

○金井課長補佐 それでは、資料4をご覧ください。

さいたま市環境影響評価技術審議会運営要領第3条で、「審議会の会議は、原則公開とする」と規定しておりますが、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」の規定により、次の事項に該当または該当するおそれがあると認めるときは、審議会の決議で会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

その要件といたしましては、さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合。それから、会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。

会議の公開・非公開の判断は、会長か当審議会に諮って決定するものとなっております。

本日の議題は、「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業に係る環境影響評価事後調査書について」及び、「さいたま市環境影響評価技術指針の改正の方向性についてでございますが、事務局といたしましてはただいまの非公開事項の要件には、本日の議題は該当しないものと考えております。

以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の方にお諮りさせていただきたいと思いますが、事務局ご説明いただきましたとおり、本日の審議会は非公開条件に該当しないということで、全て公開としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか、ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、公開としますので、傍聴希望の方を会長にお入りいただきたいと思います。

(傍聴者入室)

○永澤会長 それでは、今お入りいただいた傍聴の方に注意事項を申し上げます。

本日の議長の永澤でございます。

会議の開催中は静粛に傍聴し、議事の妨害をしないようお願いいたします。また、傍聴の方は意見を述べたり質問したり、印刷物を配布すること等はできませんので、あらかじめお断り申し上げます。

また、会議の録画、録音はご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたしますので、お申し出ください。

以上、注意事項に反した場合は、退出していただくこともありますので、ご了承ください。

それでは、写真撮影のお申し出はございますでしょうか。特にございませんか、よろしいですか。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議事の（１）さいたま新都心第８－１Ａ街区医療拠点整備事業環境影響評価事後調査書（工事中）について事務局から説明してください。よろしくお願いいたします。

○金井課長補佐 それでは、まず事務局からのご説明させていただきます。

申しわけありませんが、着座にてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料５をご覧ください。

さいたま新都心第８－１Ａ街区医療拠点整備事業の事業概要と環境影響評価手続状況について、初めに簡単にご説明させていただきます。

まず、事業規模ですが、本市の環境影響評価条例におきましては、延べ床面積が10万平方メートル以上の建築物がこちらの地域におきましては事業対象となっておりますが、この事業につきましてはその規模を超える約13万9,100平方メートルとなっております。

関係地域につきましては、事業実施区域から1.5キロメートルの範囲となり、大宮区、中央区、浦和区の一部が含まれます。

手続といたしましては、平成24年11月16日に調査計画書が提出され、環境影響評価手続が開始されております。同年12月18日に第1回委員会を開催した後、翌平成25年3月6日に第15回技術審議会を開催し、市長意見を3月18日に事業者側に送付しております。

次に、準備書の手続についてでございますが、準備書につきましては平成25年4月19日に提出され、同年5月10日より6月10日まで縦覧をしております。準備書に関する委員会につきましては、平成25年6月25日と8月27日に2回開催いたしまして、その後、第18回技術審議会を同年10月8日に開催し、市長意見を11月7日に出しております。

次に、評価書の手続についてでございますが、評価書につきましては提出が平成25年12月20日にございまして、それを受理し、公告・縦覧を平成26年1月14日より1月28日まで行っております。

それから、今回、評価書の提出後におきまして、こちらの事業計画の内容に若干の変更が生

じましたことから、環境影響評価条例の第29条第1項ただし書きの規定に基づきまして、手続の免除申請が平成26年7月7日に提出されております。

恐れ入りますが、事後調査書の冊子がございますが、こちらの序章の4ページ目をご覧くださいいただけますでしょうか。

主な変更内容といたしましては、埼玉県立小児医療センターの部分になりますが、当初計画ではこちらの図にありますように地下2階で計画しておりましたが、これを地下1階に変更するものでございまして、この変更に伴いましてご覧の変更前、変更後の図にありますように、駐車スペースや機械室の場所などが変更となっております。

変更後のいずれの機械室も、音などが外部に漏れない構造となっており、また延べ床面積といたしましても当初の計画より約2,700平方メートル縮小となっております。この変更につきましては、条例及び施行規則に定めます手続の免除を受けることができる場合の要件に該当することから、環境影響評価手続の免除を平成26年7月17日に承認しております。

事後調査書につきましては、評価書の計画に基づきまして工事中に1回、それから施設の稼働供用開始後に1回提出する計画となっております。

なお、今回のこちらの工事中の事後調査書につきましては、平成27年4月24日に提出され、公告・縦覧を同年5月11日より6月11日まで行いましたが、それに対する意見書の提出についてでございますが、特にごさいませんでした。0件でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

引き続き、事後調査書の内容等につきましては、事業者よりご説明をいたします。

○事業者 よろしくお願ひいたします。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

事業者は、埼玉県とさいたま赤十字病院の二者ということで、埼玉県が代表してご説明をさせていただきますと思います。

事後調査書に沿ってご説明をさせていただきます。事務局からの説明と重複する部分もございりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、事後調査書の2-1ページをご覧ください。

第2章、2-2、対象事業の目的でございますが、県立小児医療センター及びさいたま赤十字病院は施設の老朽化や耐震化、そして最新の医療への対応という共通の課題を抱えております。今回、この2つの病院を一体的に移転整備して密接な医療連携を行うことにより、埼玉県の医療政策上の重要課題である周産期医療体制や救急医療体制の充実を図るものでございます。

周産期医療の面では、県立小児医療センターが新生児集中治療室を大幅に増床すること、さ

さいたま赤十字病院が母体・胎児集中治療室を新たに整備することで、総合周産期母子医療センター機能を備える病院を整備いたします。

これまで、県内の総合周産期母子医療は川越市にある埼玉医科大学の総合医療センターの1カ所に頼ってきましたが、今回の事業により荒川の東側にもその拠点ができることとなります。また、救命救急体制ですが、今まで県立小児医療センターが内科系を中心に救命救急医療を行っていましたが、外科系の疾患まで含んだ小児の救命救急医療の対応を強化します。さいたま赤十字病院においては、高度救命救急センターとして機能を拡充いたします。

さらに、県立小児医療センターに入院しているお子さん達が通える特別支援学校など、病院機能に関連する施設も同じ建物の中に整備いたします。

1枚おめくりいただきまして、2-2ページをご覧ください。

ページの下段に対象事業の事業実施期間を示しています。建設工事は平成26年2月に着工しましたが、途中、汚染土壌や地中埋設物が発見され、その処理に時間を要したことにより評価書で示した計画から工事期間が5カ月延長となっております。竣工は平成28年8月を予定しております。供用開始は平成28年度中の開業を予定しております。

もう1枚めくっていただきまして、2-4ページをご覧ください。

航空写真に本事業の計画地を赤枠で示してございます。2つの病院を合わせた敷地面積はおよそ2.4ヘクタールとなっております。隣の2-5ページをご覧ください。

ページ中段に建築計画の概要を表でまとめております。延べ面積は、県立小児医療センターが約6万5,600平方メートル、さいたま赤十字病院が約7万3,500平方メートルとなりまして、2つの病院を合わせて約13万9,100平方メートルとなります。建物の最高高さは小児が68メートル、さいたま赤十字が約78メートル、駐車台数は小児が355台、さいたま赤十字が約320台、1日当たりの外来者数は小児で約610名、さいたま赤十字が約1,300名、外来の診療科目数は小児が18科目、さいたま赤十字が24科目となっております。また、病床数は小児が316床、さいたま赤十字で632床になります。

なお、序の1ページに記載しておりますが、対象事業のうち県立小児医療センターにおいて利用者の利便性の向上及び建設コスト縮減を目的とした変更が生じたため、変更事項について記載した対象事業の内容変更に係る手続等免除申請書を平成26年7月7日に提出し、7月17日にさいたま市より承認されております。

また、工事の進捗状況でございますが、平成27年7月末時点で県立小児医療センターが7階の躯体部分を、さいたま赤十字病院が4階、5階部分の躯体工事を行っております。

評価書で示しました事後調査計画では、建設機械の事後調査を平成26年3月に、資材運搬等の車両の事後調査を5月に実施し、事後調査書を9月に提出する予定でしたが、先ほど申し上げたとおり汚染土壌や地中埋設物が発見されたことにより、当初の計画より延期となりました。事後調査の時期は工事による影響が最大となる時期を確認しながら、建設機械の事後調査を平成26年の5月から6月に、資材運搬等の車両の事後調査を11月に実施し、平成27年4月に事後調査書をさいたま市に提出したものでございます。

以上で本事業の概要の説明を終了させていただきます。引き続き、事後調査結果の概要をコンサルタントから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○コンサルタント よろしくお願ひします。

お手元の事後調査書に沿いまして調査結果についてご説明させていただきます。

恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

今回の事後調査は、評価書に示した事後調査計画書に基づきまして、工事中における大気質、騒音、振動、地域交通の事後調査について報告いたします。

それでは、4-1-1ページをご覧ください。

大気質では建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、建設工事に伴う大気質への影響を把握するために事後調査を実施しました。建設機械の稼働に伴う大気質への影響についてご説明いたします。

調査項目は、大気質の状況、気象の状況、建設機械の稼働状況、環境の保全のための措置の実地状況の4つの項目でございます。調査は、表の4-1-1に示すとおり、平成26年5月28日から6月3日に実施いたしました。調査は、建設機械の稼働及び汚染物質の排出量が最大となる時期に行いました。工事内容としまして、準備工事、液状化対策工事、山留工事、杭工事が行われていました。

調査地点は4-1-2ページをご覧ください。

調査は、評価書で予測した最大付加濃度出現地点付近の1地点で行いました。

大気質の状況の調査結果は、4-1-3から4-1-6に示しております。この期間中の平均値は表の1-3(1)で示す二酸化窒素で最大0.030ppm、また次のページの表4-1-3(2)に示す浮遊粒子状物質は最大0.072mg/m³となっており、環境基準を下回っていました。また、日平均値の推移は計画地周囲の一般局とおおむね同様の傾向となっていました。

気象の状況の調査結果は、4-1-5ページに示しております。調査期間中の最多風向は、図4-1-3に示すとおり南南東であり、出現率は28%でした。また、調査期間中の平均風速

は1 m/sでございました。

建設機械の稼働状況の調査結果は、4-1-6、4-1-7ページに示しております。調査日における建設機械の稼働台数は表の4-1-6ページに示すとおり32台でした。また、使用した建設機械は、ほぼ排出ガス対策型建設機械となっていました。

環境保全のための措置の実施状況は、4-1-8から4-1-12ページに記載してございます。評価書に記載した環境保全のための措置は全て計画どおりに実施しております。

予測評価の結果と事後調査結果の比較・考察は、4-1-12ページ、4-1-13ページに示しております。

二酸化窒素の事後調査結果は表の4-1-7に示すとおり、期間平均値で0.023ppm、これに対して予測結果は年平均で0.02301ppmとなっており、おおむね同程度のものとなっていました。

また、事後調査結果は日平均地の期間最大値で0.030ppm、これに対して予測結果は日平均値で0.039ppmとなっており、予測結果を下回っておりました。

浮遊粒子状物質の事後調査結果は、期間平均値で0.052mg/m³、日平均値の期間最大値で0.072mg/m³、これに対しまして予測結果は年平均値で0.02786mg/m³、日平均値で0.062mg/m³となっており、予測結果を上回っていました。予測結果を上回った理由としては、調査期間中における計画地及び周辺の浮遊粒子状物質濃度が地域的に高まっていたことが考えられます。

以上のことから、建設機械の稼働により、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

次に、資材運搬と車両の走行に伴う大気質への影響について説明いたします。4-1-14ページをご覧ください。

調査項目は、道路交通の状況、環境保全のための措置の実施状況の2項目です。なお、車両の走行に伴う大気質への影響は、大気質の状況を著しく悪化させていないことを確認するため、評価書に示した事後調査計画に基づき、予測条件にて設定した道路交通状況について調査いたしました。

調査期間は、平成26年11月18日から19日に実施いたしました。調査は車両の走行台数が最大となる時期に行いました。工事内容としましては、準備工事、山留工事、杭工事、土工事、そして地下躯体工事が行われていました。調査地点は、4-1-15ページをご覧ください。

調査は、車両の出入り口6カ所、評価書の予測地点と同じ道路沿道の5地点で行いました。道路交通の状況の結果は、4-1-16から4-1-20ページに示しております。出入り口における車両の台数は表の4-1-11に示すとおり、1日当たり搬入が728台、搬出が729台

でございました。道路沿道の地点における自動車交通量は、表の4-1-19ページの表の4-1-13に示すとおり、1日当たり6,142台から1万8,268台でした。また、大型車混入率は7.5%から19%でした。

4-1-20ページに調査当日における車両の主な走行ルートを示しております。環境の保全のための措置の実施状況は、4-1-21から4-1-24ページに示しております。建設機械の稼働と同様、評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。予測条件と事後調査結果の比較・考察は、4-1-25ページから4-1-30ページに記載してございます。

車両の台数は、4-1-25ページ、表4-1-15に示すとおり、事後調査結果では1日当たり729台、予測条件は1日当たり769台となっており、予測条件を下回っていました。道路沿道の地点における自動車交通量の予測条件と事後調査結果は、表4-1-27ページに示すとおり、No.1及びNo.5では事後調査結果が予測条件を下回っていました。

また、No.3及びNo.4では事後調査結果が予測条件を上回っていましたが、本事業の車両台数としては予測条件を下回っていました。そのため、No.1、No.3、No.4、No.5では車両の走行に伴う大気質への影響は予測結果よりも小さく抑えられているものと考えられます。

一方、No.2では自動車交通量及び本事業の資材運搬等の車両台数共に予測条件を上回っていました。No.2による資材運搬等の車両の台数が予測条件を上回った理由として、予測条件とした車両の主な走行経路と比較して、事後調査当日には計画地北側、東西大通り側道の計画地北側の出入り口を使用しなかったこと、それから残土の搬出先の状況により車両がさいたまふじみ野所沢線に集中したことにより、No.2の西大通りに車両が集中したことが要因として考えられます。

ここで、計画地の北側出入り口を使用しなかった理由としては、当初想定されていなかった汚染土壌や地中埋設物が計画地北側を中心に見つかり、工事の初期段階で掘削を行った結果、事後調査当日に計画地北側出入り口付近が掘削されており、出入り口の使用ができなかったためです。こうした施工上の制約がある中で、車両の出入りを行うために、本事業では適正な運行管理により車両台数をできるだけ少なくするよう十分検討し、予測条件とした台数を大型車で約1割減少しました。

土工事、主に掘削工事に伴い、ダンプ等の車両の増加が想定されたため、事前に周辺住民に周知を行い、平成26年10月中旬から12月末までの間、計画地の周辺の交通渋滞緩和及び通勤・通学等の歩行者の安全確保を目的に、搬入・搬出時間を7時からとし、車両が集中しないよう

搬入・搬出時間の分散に努めるなどの配慮を行いました。

また、4-1-30ページに車両の台数の推移を示しておりますが、事後調査を実施した平成26年11月では車両の台数のピーク時となっており、平成26年12月以降が車両の台数が減少傾向になると想定されるため、車両の走行に伴う影響が一時的であったと考えられます。

以上のことから、資材運搬等の車両の走行により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

次に、建設工事に伴う大気質への影響について説明いたします。4-1-31ページをご覧ください。

調査項目は、土工事の実施状況、環境の保全のための措置の実施状況の2項目です。なお、建設工事に伴う大気質への影響は、大気質の状況を著しく悪化させていないことを確認するため、評価書に示した事後調査計画書に基づき、予測条件として設定した土工事の状況について調査しました。調査期間は土工事期間中としました。調査地点は計画地内としました。

調査結果は、4-1-31、4-1-32ページに示してございます。平成27年2月末時点の掘削面積は約1万8,500平方メートルとなっており、土工事はおおむね完了しております。環境保全のための措置の実施状況は、4-1-33、4-1-34ページに示しております。建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行と同様に、評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しています。予測条件と事後調査結果の比較・考察は、4-1-35から4-1-37ページに示しております。土工事の範囲は予測条件とおおむね同じ範囲であったため、建設工事に伴う大気質への影響は予測結果と同程度になると考えられます。

以上のことから、建設工事による周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

騒音について説明いたします。

4-2-1ページをご覧ください。

騒音については、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響を把握するために事後調査を実施しました。建設機械の稼働に伴う騒音の影響について説明いたします。

調査項目は、騒音の状況、建設機械の稼働状況、環境への保全のための措置の実施状況の3項目です。調査は、表の4-2-1に示すとおり平成26年5月30日の7時から19時に実施いたしました。調査は建設機械の稼働の台数が最大となる期間に行いました。工事の内容としては、準備工事、液状化対策工事、山留工事、杭工事が行われていました。調査地点は4-2-2ページをご覧ください。

調査は、評価書で予測した敷地境界最大地点付近の1地点で行いました。騒音の状況の調査

結果は4-2-3ページに示しております。作業時間帯の建設作業騒音レベルは表の4-2-3に示すとおり63dBから66dBとなっており、全ての時間帯で騒音規制法に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準を下回っていました。建設機械の稼働状況の調査結果は4-2-4、4-2-5ページに示しております。調査時における建設機械の稼働台数は32台でした。また、使用した建設機械は、ほぼ超低騒音型及び低騒音型の建設機械となっていました。環境保全のための措置の実施状況は、4-2-6から4-2-11ページに示しております。評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。予測評価結果と事後調査結果の比較・考察は、4-2-11から4-2-12ページをご覧ください。

騒音の事後調査結果は、表4-2-6に示すとおり最大66dBとなっており、予測結果の75dBを下回っていました。予測結果を下回った理由としては、建設機械の稼働台数が予測条件と比較して少なくなっていたことが考えられます。また、超低騒音型及び低騒音型の建設機械の採用、適切な工事方法の採用、工事工程の平準化並びに騒音の影響が大きくなるような作業手順の検討、重機オペレータへの教育及び注意喚起等の一層の配慮を行ったことも要因として考えられます。

以上のことから、建設機械の稼働により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

次に、資材運搬の車両の走行に伴う騒音の影響ですが、先ほど大気質で説明したとおり、騒音についても資材運搬等の車両の走行により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

続きまして、振動について説明いたします。4-3-1ページをご覧ください。

振動では、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響を把握するために事後調査を実施しました。建設機械の稼働に伴う振動の影響について説明いたします。調査項目は、振動の状況、建設機械の稼働状況、環境の保全のための措置の実施状況の3項目です。

調査は、表4-3-1に示すとおり平成26年5月30日の7時から19時に実施しました。調査は建設機械の稼働台数が最大となる時期に行われました。工事内容としては、準備工事、液状化対策工事、山留工事、杭工事が行われていました。調査地点は、4-3-2ページをご覧ください。

調査は、評価書で予測した敷地境界最大地点付近の1地点で行いました。振動の状況の調査結果は、4-3-3ページに示しております。作業時間帯の建設作業振動レベルは表4-3-3に示すとおり38dBから48dBとなっており、全ての時間帯で振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を下回っていました。建設機械の稼働状況の調査結果は、4-3-4、

4-3-5 ページに示しております。調査日における建設機械の稼働台数は32台でした。環境の保全のための措置の実施状況は4-3-6 から4-3-10 ページに示しております。評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測評価結果と事後調査結果の比較・考察は4-3-10、4-3-11 ページをご覧ください。振動の事後調査結果は、表の4-3-6 に示すとおり最大48dBとなっており、予測結果の67dBを下回っています。予測結果を下回った理由としては、建設機械の稼働台数が予測状況と比較して少なくなっていたことが考えられます。また、適切な工事方法の採用や工事工程の平準化並びに振動の影響が大きくなるような作業手順の検討、重機オペレータへの教育及び注意喚起等の一層の配慮を行ったことも要因として考えられます。

以上のことから、建設機械の稼働により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

次に、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響ですが、先ほどの大気質、騒音で説明したとおり、振動についても資材運搬等の車両の走行により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

地域交通について説明いたします。4-4-1 ページをご覧ください。

地域交通では、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通の影響を把握するために事後調査を実施しました。調査項目は、交通量・交通流の状況、環境の保全のための措置の実施状況の2項目です。調査は表の4-4-1 に示すとおり、平成26年11月18日から19日に実施しました。調査は車両の走行台数が最大となる時期に行われました。工事内容としましては、準備工事、山留工事、杭工事、土工事、そして地下躯体工事が行われていました。調査地点は4-4-2 ページをご覧ください。

調査は車両の出入り口の6カ所、評価書の予測地点と同じ計画地周辺の交差点13地点で行いました。交通量・交通流の状況の調査結果は4-4-3 から4-4-6 ページに示しております。出入り口における車両台数は、先ほど大気質で説明いたしましたが、1日当たり搬入が728台、搬出が729台でした。計画地周辺の交差点における交差点流入交通量は1日当たりNo.9 地点で3,032台からNo.13地点で2万8,917台、ピーク時間帯では次ページで1時間当たり227台からNo.5 地点で2,069台となっていました。ピーク時間帯はおおむね8時台となっていました。

また、ピーク時間帯の交差点流入交通量の事後調査結果に基づいて算定した交差点需要率は4-4-6 ページ、表の4-4-5 に示しております。交差点需要率は0.088から0.557となっており、全ての地点で交通処理が可能とされる値である0.9を下回っていました。環境の保全のための措置の実施状況は4-4-6 から4-4-9 ページに示しております。評価書に記載

した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測評価結果と事後調査結果の比較・考察は4-4-10から4-4-11ページに示しております。事後調査結果に基づき算定した交差点需要率は0.088から0.557であり、No.2、No.4、No.5、No.8、No.10、No.12、No.13で予測結果を上回っていました。予測結果を上回った理由としては、予測条件として設定したピーク時間帯における交差点流入交通量、ピーク時間帯信号現示等が変わったことが要因と考えられます。

しかし、予測を上回った地点の交差点需要率は、交通処理が可能とされる値である0.9を大きく下回っております。

以上のことから、資材運搬等の車両の走行により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

4-5-1ページをご覧ください。ここでは、住民等の意見の概要及び事業者等の対応の状況を整理しています。平成26年5月から平成27年2月まで住民等から29件の意見がありました。主に資材運搬等の車両に関する意見が多かったようです。事業者等の対応状況の欄に記載したとおり、住民等からの意見に対しましては事業者及び施工者が適切に対応しております。

6-1ページをご覧ください。事後調査の結果により環境に及ぼす影響が著しいことが明らかになった場合の措置としては、今回の全ての事後調査項目で周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えられました。今後も、環境の保全のための措置を確実に実施し、周辺環境に著しい影響を及ぼさないように努めてまいります。

以上で事後調査結果の説明を終わります。ありがとうございました。

○永澤会長 それでは、この辺で今のことをお考えいただくことも含めて、10分ほど委員会としては休憩を入れたいと思います。約10分休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時11分 再開

○永澤会長 それでは時間ですので、再開いたしたいと思います。

それでは、ただいまの説明に関して、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、今回の審議案件については工事中の事後調査ということですので、委員会は開催しておりません。

ですから、特に問題がなければ、本日の審議をいただいた内容を基に、審議会としての答申をまとめたいと思っております。

どの部分からでも結構ですが、できればまず最初に、ご説明の順序でいきたいと思いますが、

最初にご説明いただいた大気質に関する部分に関してご意見、ご質問あるいはお気づきになった点を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○藤野委員 大気質、気象の調査地点のことについてお伺いしたいのですが、この調査地点はこの敷地の西大通り沿いということになっておりますけれども、この調査した時期の風向きも出ているのですが、ほとんどが南南東の風になっています。そうしますと、ここの地点で測られた大気質というのは、工事から出されたものの影響を見ているというより、風上に相当します。これはバックグラウンドと変わらないということが予想されます。

質問ですけれども、予測というのが時々出ておりましたけれども、この地点に置くと厳しい評価ができるというように、あらかじめ検討された結果なのか、たまたまこの時期はこの風向きであったという結果で、これしかデータが取れなかったということだったのでしょうか。この点についてご説明をお願いします。

○コンサルタント 環境影響評価事後調査を担当しましたコンサルタントでございます。座ってご説明をさせていただきます。

調査地点でございますが、まず評価書に記載しております事後調査計画に基づいてというご説明をさせていただきました。その考え方といたしましては、評価書の予測でこれは年間の風向で、卓越風向で予測しましたので、どうしても南側の方が出てくるところから、最大着地濃度が南側の方に出たと、その近辺で設定したというところが1つ。それから、隣接してマンションが一番近くでございます。そのことから、ここで事後調査をするのが適切だろうということで評価書の中では、この地点を設定しているというところでございます。これが地点の選定の考え方でございます。

今回の事後調査でも、やはり工事のピークの時期を押さえて事後調査をするという目的でございますので、ただそうは言いながらも、先ほどのご説明の中で工事工程の若干の変更がございましたので、つまりはそのピークの時期がいつになるかということが、なかなかあらかじめ決めておくことが出来難いということがございました。たまたまこの5月の時期に調査することになりましたが、その中で事後調査中の風配図を見ますと、確かにご指摘のとおり南風が卓越しておりまして、建設機械からの排ガスの多くは北側に流されている可能性も確かに考えられるというところがございます。この事後調査期間中の1時間毎の濃度変化を確認してみたところ、工事の行われた時間帯とそれ前後の時間帯で、工事の時間帯の濃度が明らかに高くなっているということを1時間値では確認しておりますので、建設機械からの排ガスというのが確実に測定はできていたということは把握しております。

ただ、これは二酸化窒素でございますので、浮遊粒子状物質は別の原因のようでございます。こういった工事の時間帯、それ以外というのを分析してみましたところ、必ずしも工事時間帯が高いということではなく、例えば土曜日の夜ですとか、そういったところにピークが出ていたようございました。この地域の測定局のデータでは土曜日の夜、工事の影響のないと想定される時間帯にピークが出ていたということもありますので、これは先ほどのご説明の中で申し上げたとおり、広域的な影響で出てきているのではないかと考えております。

さらに風向別のデータで風向別の平均濃度についても、分析をしてみましたところ、こちらも工事エリアの北側、東側から風が吹いたときのデータを見てきたところ、全く吹いていなかったわけではございませんので、その時間帯も当然データを取っており、平均で0.035ppmから0.044ppmであったことから、やはりバックグラウンドよりは高い濃度ではあった。要するに、工事側からの風が来たときに、バックグラウンドと想定される地域の測定局のデータよりは高いものでもあったというところからいたしましても、この工事の影響は把握できたのではないかと考えております。

ちなみに、先程申し上げた0.035ppmから0.044ppmは、環境基準は下回っているもので、そういった細かい分析もさせていただいた中で、仮に工事エリア側から風向が卓越していたとしても、今回のこの工事による環境基準を超えるような影響というものは想定されなかったのではないかとということで、こちらは分析をしております。

以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

今のお話で、バックグラウンドはこの中だと大宮とさいたま市役所で測っているということですが、大宮の測定局というのはどこにあるのですか。

風が南から吹いているとすると、確かにさいたま市の市役所の部分はバックグラウンドになるのでしょうか、大宮の測定局には影響は及ぼしていない方向なのですかね。

○武井参事兼課長 では、事務局から。

大宮測定局は大宮小学校にございます。評価書のバックグラウンドは衛生研究所の測定局の数値を使っております。あと、さいたま市役所は浦和に設置してございます。そういう状況です。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

他に。

○大塚委員 今回やはり工事の影響が割と出にくいところでサンプリングしているので、これ

は今後のアセスにおいては、修正していったほうがいいのではないかと思います。やはり複数のところで測定するとか、そういうのが必要と思います。

それで、発生源の影響が出にくいところでサンプリングしたわけですがけれども、それでもよく見てみると結構影響出ているようです。二酸化窒素ではなくて、それと一酸化窒素を足した窒素酸化物、このデータが巻末の2の表1-2に載っていますが、これを見ると結構高い濃度値が出ています。

例えば、その表のちょうど真ん中ぐらいです。6月3日、左右方向の真ん中、それから上下でも真ん中の10:00、そこを見てみると0.102ppmというのが出ています。

それで、先ほど話題になっていた大宮とか、さいたま市役所のデータ、それらはここには掲載されていないのですが、私が調べてみました、県のホームページを見て調べたのですが、そうするとこの値が1桁下なのです。大宮が0.012ppm、それから浦和の市役所は0.009ppmで、先ほどの0.102ppmのちょうど10分の1ぐらいになっております。ですから、窒素酸化物でみると工事の影響はかなり出ているということです。要するに、工事の影響が出にくいところで測定していたにもかかわらず、結構高い値が出ているということです。

それで、二酸化窒素はそれほど出ていないわけですが、二酸化窒素と一酸化窒素を合わせた窒素酸化物のほうの測定値が高くなっているというのは、これは発生源、この場合は自動車とか建設用の機械ですが、そういう発生源から主として出てくるのは二酸化窒素ではなくて一酸化窒素なのです。大ざっぱに言うと、一酸化窒素90%に対して二酸化窒素10%ぐらい、そのぐらいの割合で発生源から出てくるわけです。だから、大部分が一酸化窒素なのです。ですから、このように発生源の近くで測定した場合は、二酸化窒素はそれほど影響を受けない。それに対して一酸化窒素の濃度は高いので、その合計値である窒素酸化物は濃度が高くなっているということなのです。

それから、環境基準が設定されているのは二酸化窒素の方だけです。一酸化窒素は設定されていません。ですから、環境基準と比較する場合、二酸化窒素だけですが、その濃度がそれほど上がっていないので、一応問題は無いかなということです。ただし、一酸化窒素は、大気中で二酸化窒素に簡単に変換される場合があるわけです。というのは、風上の大気中での光化学反応でオゾンが出来る、それが移流してきた場合は、この発生源から出た一酸化窒素が速やかにオゾンと反応して二酸化窒素に変換されるわけです。そうすると、環境基準が設定されているNO₂、二酸化窒素の濃度が高くなるおそれがあるわけです。

今回の測定の範囲では二酸化窒素の濃度はそれほど高くなく、一応よろしいのですが、

そういうものが大気中で二酸化窒素に変換されるということを考えると、手放しで全く問題なしというようには言えないと思います。

○永澤会長 今回の件で、現場の重機から一酸化窒素、つまり還元性のものが出てきた時に、そのオゾンで酸化される範囲というのはどの辺までですかね、到達範囲などがわかれば。

○大塚委員 すぐ反応します。一酸化窒素とオゾンの反応というのは非常に速い。

それから、さらに申し上げますと、一酸化窒素と酸素ですね、 O_2 、これとの反応は遅いのです。高校の化学の教科書を見ると速いというように書いてありますけれども、あれは一酸化炭素NOの濃度が非常に高い場合です。この反応速度というのがNOの濃度に依存しまして、実際に大気中にあるようなNOだと O_2 とほとんど反応しません。

○永澤会長 ということは、実際に今二酸化窒素として検出された分以外に一酸化窒素が出ているわけですから、例えば日照が強い時とか温度が高い時とかというものは、周辺に一酸化窒素が本当はあるはずだと、たくさん、二酸化窒素も増えるということになるはずですよ。

今回は5月の末測定結果ですけれども、こういう状況だとどうなのでしょうかね。

○大塚委員 光はありますから、光化学反応が結構起こって、風上側でオゾンができていれば、それが飛んでくれば、現場ですぐ反応します。

だから、今回の測定の結果だけを見ると、それほど NO_2 の濃度が上がっていないので良いのですけれども、上がる可能性もあるということです。

○永澤会長 ということは、その風下ではかると二酸化窒素もふえている可能性があるかと。

○大塚委員 それはあります。

○永澤会長 他に。

○武井参事兼課長 今回の点につきまして、事務局からよろしいですか。

今回、風下ではなく風上という調査になってしまったということなのですが、環境影響評価の場合は評価の段階でどうしても調査地点、そして評価地点という形で選定します。事後調査は、その評価地点で測らざるを得ないという状況がございます。大塚委員ご指摘のとおり、それでは風向き変わったときに好ましくない。ですから、大塚委員さんがおっしゃったように事後調査はせいぜい1週間ですので、そういう場合のためには確かに1地点じゃなくて複数地点というのは今後検討していく事項かなと思いました。

あと、二酸化窒素と一酸化窒素の関係で何かございますか、コンサルの立場から、よろしいですか。

ありがとうございます。以上です。

○永澤会長 他に。

篠原先生、何か。

○篠原委員 今、工事区域のところの話は良く判ったのですが、住民からの苦情があったものにもかなり大気の、要するに待機している自動車、それが何十台にもという話になってきますと、アイドリングストップが徹底されていないと、実は今さら調べることはできないですが、窒素酸化物等の濃度がその周辺で上がってたのではないかとということが心配されるので、指導をより徹底していただくと良いのではないかと考えます。

○永澤会長 それは、先程も資材の運搬とか、騒音、振動の件でお話がありましたが、その辺はしっかりやっていたという事でよろしいですか。

○事業者 委員ご指摘のとおり、車両が道路にアイドリングをしながら停車することがあれば、交通渋滞のみならず、そういった事象が起きることが考えられます。建設業者と相談の結果、交通渋滞も緩和でき、大気質への影響も緩和できるという目的から、待機車両を極力減らしております。待機車両をゼロにすることは、難しいため、早い時間にゲートをオープンし、トラックなどを工事現場内に入れる、こういった工夫をさせていただいているところでございます。工事現場内に入った後は、アイドリングをせず、エンジンを切ることで、少しでも交通渋滞を含め大気質にも配慮しております。住民の方にはあらかじめ周知を行い、早い時間からゲートを開けるということについてはご理解を得た上で対応をしたところでございます。

○永澤会長 これは、もともと8時というのを7時にしていただいた。

○事業者 当初、工事の説明会においては7時45分から工事を始めさせていただきますというご案内をさせていただきました。その際、事情により若干の時間変更がありますということを説明しておりました。そこで、待機車両となりうる生コン車等の土工事の車両については、場外に待機させるのではなく、工事現場内に入れるようにしております。

○永澤会長 他にご意見ございますか、大気に関して。

○大塚委員 砒素が検出されて、それを取り除いたということなのですけれども、土壌中の砒素が残っていて、工事をしたときにそれが舞い上がると、そういうことを心配する人がいるかもしれないですね。それで、浮遊粒子状物質のサンプルを分析して濃度を調べてはどうでしょうかということなのですが。

それで、大気中の砒素は有害大気汚染物質の中の優先取り組み物質に指定されていますので、問題になるようなものではないでしょうか。それで、今回浮遊粒子状物質の測定をしているわけですけれども、それはベータ線吸収式でやっているわけですね。今回の事後調査書には書い

ていなかったようですが、以前の準備書に書いてあったと思いますけれども、ベータ線吸収式でやっているわけです。それでやっている、浮遊粒子状物質のサンプルは手元に残っているはずで、ですから、その手元に残っている浮遊粒子状物質を分析して砒素の濃度を調べて、それを環境省が指針値を設定していますので、砒素として6 ng/m³以下というふうに設定していますので、そちらと比べてみたらよろしいのではないかとということなのですが。

○永澤会長 その件についてはいかがでしょうか。

○事業者 今回、砒素で工事が遅れたことにつきまして、説明させていただきます。砒素については調査を通常、工事箇所の表面などと、工事箇所のこれまでの利用履歴から砒素の含有があるか調査しております。皆様もご存じのとおり工事箇所は過去に操車場であり、その前につきましては田んぼであった場所であり、砒素があることは極めて少ないと考えておりました。

そのような中で、土を通常の建設発生土として搬出しようとした際に、受け入れ先から土の成分調査の依頼がありました。成分調査の結果、地中4.2メートルから7.2メートルのところ砒素の基準値を超えるものが発見されました。今回は、記者発表もさせていただいております。基準値をオーバーしたのは含有量ではなく、溶出量であり、含有量としては基準値以内です。水に溶けやすい砒素を含んでいることから溶出量基準をオーバーしていたということがございます。今回、地中4.2メートルから地中7.2メートルの間に砒素が発見されたことにつきましては、その原因が特定できないこともあり、過去の土地利用の調査結果も考慮すると自然由来によるものであると考えております。

○永澤会長 ということですが、そうするとそれが浮遊粒子状物質の中に入った可能性はどのくらいあるのですか。今の塚先生のご意見は、浮遊粒子状物質の中に砒素が含有されている濃度が高くなった可能性があるというお話ですので、その可能性はいかがでしょうか。溶出量が多いということは、ある意味、水に溶けてしまうということではあるのでしょうか。

○武井参事兼課長 事務局からよろしいですか。

今回の砒素の汚染については、先ほど届出とおっしゃっていたのは土壤汚染対策法、それからさいたま市生活環境の保全に関する条例において、3,000平方メートル以上の区画形質の変更を行う場合は届け出、土地の履歴等を調べるという形になります。その届出の中では、当該地は特定有害物質使用施設などもございませんでしたから、砒素の使用履歴は無かったということで、さいたま市としても調査命令は出さなかったところですが、実際工事をしてみると砒素の汚染が発見されたということです。

この土壤汚染の考え方としましては、土壤汚染対策法なり条例なりの規定に基づいて適切に

処分されておりますので、基本的には今回の環境影響評価では触れてはいないところではあります。本来、土壌であればSPMでも測定できると思います。また、降下ばいじんでは評価する場合もあるのですが、今回、環境影響評価で取り上げるべきなのかどうかというのは若干疑問がございますが、ただSPMとの関係で何かあれば。

○事業者 追加で説明させていただきます。写真をご覧ください。

こちらの写真が、6月時点で大気質をはかっている時期の写真です。こちらの写真が、ちょうど穴を掘っている最中がございます。浮遊粒子状物質の調査をした時は重機が多く、まだ穴を掘っていない時期でございます。今、大塚先生がおっしゃったように砒素が浮遊するという可能性があるのは、おそらく、穴を掘っている左側の写真の11月ごろではないでしょうか。この時期に砒素を含む汚染土壌を掘削、搬出しております。浮遊粒子状物質の調査時期においては、砒素が極めて出にくい状態であったと考えております。

○永澤会長 そうすると、現在の状況は、もうここふさがっていますね。完全に搬出して。ですから、今からその浮遊粒子状物質の中にどのくらい砒素があったかというのは、もうそのサンプルがないということになる。

○事業者 おっしゃる通りです。

○永澤会長 よろしいでしょうか、大塚先生。

○大塚委員 そうですね、影響が出そうな時期にサンプリングしたものが無いということですね。はい、わかりました。

○永澤会長 他にございますか、大気質に関して、よろしいでしょうか。

それでは、次の騒音と振動に関する件ですけれども、何かご意見、お気づきの点、ご質問ございますでしょうか。

○山下委員 質問なのですが、4-2-3というページにありますLA5というのがありますが、こちらの説明をお願いします。

○武井参事兼課長 では、事務局から。

規制基準がLA5、いわゆる90%上端値というものを使っています。例えば100回測定して、それで累積度数分布を書き、上下の5%を除いた上端の値です。騒音規制基準の場合は、工事の場合はいろいろ騒音が変動します。一定時間ごとにその音をグラフ化して、上下端の5%を削った値、それが規制基準との比較になるというようなものです。

○山下委員 わかりました。

機械作動騒音を測定して、上端値を押さえたということですね。

○武井参事兼課長 そうですね、今、騒音計は自動的に騒音レベルLA5とか、あるいは中央値L50とかですね、自動的に表示されるようになりますので、規制基準についてはLA5と。

○山下委員 それが65から66dBだったというところがあると。

○武井参事兼課長 騒音計に出た数値がその範囲だったということです。

○山下委員 LA5でしょう、90%値の上端値ですよ。

○武井参事兼課長 時間ごとにはかかっておりますので、その時間ごとにはかかった値の範囲という形で記載されております。

○山下委員 低騒音型の機械を使っておられるわけですね。

○武井参事兼課長 そうですね、今は低騒音型の機械がほとんどでございます。さいたま市内ではまれにそうでないものもありますけれども、大規模な工事ですと低騒音型の機械を使っている場合が多いですね。

○山下委員 わかりました。

そうすると、建設機械騒音の基準値におさまっているということを書き添えていただくと助かります。

○武井参事兼課長 はい、特定建設作業の規制基準値が85dBということになっております。

○山下委員 そうですね。

○永澤会長 その規制基準というのは、LA5に相当する90%レベルをとるということですか。

○武井参事兼課長 そうです、はい。

○永澤会長 中央値じゃなくて、90%のところを。

○武井参事兼課長 はい。

○永澤会長 これだと、85dBのところと66dBとか、そういう数字だと。

○山下委員 建設機械からの距離などがわかるといいと考えます。

○武井参事兼課長 これは、4-2-5に機械をプロットして、敷地境界での測定という形になっております。一番騒音レベルが高くなるであろう敷地境界で測定しているということです。複数の機械が稼働しますので、予測の際は機械をプロットして予測数値を出していると思いますが、測定の際は敷地境界、一番高くなると予測された敷地境界で測っております。

○永澤会長 これは、東側の角の1カ所で測定しているわけですね。

このときの風向はどうなっていますか。

○コンサルタント 資料の巻末の4ページのところにございます。大気もこの期間同時にやっ

ておりますので、そのこのところの風向の調査結果が出ておりまして、測定したのは5月30日ということで、左から3番目の測定でございます。

○永澤会長 南南東。

○コンサルタント そうですね、この時間は。南南東が多く出ています。

○永澤会長 これも、先ほどと同じで風向はどんどん変わりますので、この騒音レベルの情報のそばに風向だとか何かがあるとわかりやすいとは思いますが、あるいは3カ所ぐらいで測っていただいて平均または最大をとるとというのがいいのではないかとはいいます。手間とかお金の問題もあるでしょうけれども。他にございますでしょうか。

今のは工事ですが、車両関係の方の騒音に関してはいかがですか。

○山下委員 騒音で少々質問しておきたいのは、車両で職人さんたちが沢山来られるかと思いますが、その数値はどこかに入っているのですか。

○コンサルタント それも既に入っています。

○山下委員 ああ、そうですか。それどこを見ればいいのでしょうか。

○コンサルタント 4-1-16ページの表の4-1-11、上の表でございます。

○山下委員 これには職人さんたちの車両も交通量の中に入っているわけですか。

○コンサルタント はい。この中の搬入の小型車というところに入っております。

○山下委員 これに入っているのですね。

○コンサルタント はい。

○藤野委員 先ほどの大気質の場所の選定が南側にあるシティテラスの配慮かと思うのですが、騒音はそこから離れた場所を選定しているのですが、どうして同じところを選定しなかったのでしょうか。

○コンサルタント これは逆に、騒音の予測の最大地点がこちら側に出たということもありましたので、それに応じて調査地点を設定したというところでございます。

○藤野委員 その最大と実際にやっぱり住民側に影響を与えるレベルってどのくらい変化するのですか。

○コンサルタント それにつきましては、一応こちらのほうで、この4-1-7ページの当日の稼働状況をプロットしまして、同じような形で予測をしてみました。その結果、やはり大きい機械が若干南側にあったということもありまして、マンション側の方の事後調査地点よりも若干高めめの予測値として、騒音では73から74dB程度という計算になっております。今回の測定結果は71.3ですので、2dBから3dB程度はちょっと高めに出るかなということ把握しております。

ますけれども、いずれにしても規制基準よりは下回っているということでございます。

○藤野委員 結局、事後調査といっても一点の観測値の限られた時期だけで、これが良い、悪いとなってしまうと、もっと他の時期がどうなっているのかというのは不明になりますよね。そうすると、ご説明は理解できるのですけれども、これやっぱり住民の人への説明ということについて使うのであれば、この結果を基に分布図などを作成して、どうなりました、どうなりそうですというような、何か一般市民がわかるような結果も示されるといいのかなというふうになんか思いました。これはコメントです。

○永澤会長 確かに、測定地点の数字を基に分布図がわかれば、西側はどうなっているかという推定値は出るということで、その辺までしていただいてもいいのかもしれない。

○武井参事兼課長 事務局からよろしいですか。

事後調査というのは、予測結果の検証ということでございますので、評価書の段階で予測地点として定めたところで測定して、予測結果が正確かどうかというのを検証するというのが1つの役割ではあるのですが、評価書の段階では、騒音等についてはコンター図で示しておりますので、工事現場からのコンター図で書いておりますので、そこをポイントの予測結果が正しければ、その騒音コンター図も正しいだろうということは類推できるのかなと思っています。

貴重なご意見として伺わせていただきます。

○永澤会長 今の藤野先生のお話は、1点の測定だけということではなくて、住民の皆さんにご説明する時にコンター図も含めて説明していただいて、周辺の境目、どういうふうになっているかを説明していただいたほうがわかりやすいだろうというお話です。

こちらというか、市側としても、それを含めた説明をされるとよいというご提案だと思います。

他にございますでしょうか。

○渡辺(季)委員 4-2-10ページの下の方に騒音と振動、こういう値が出ていますという表示が載っているのですけれども、これについてはあくまでも瞬間値が出るというもので、これを記録したものというものはあるのでしょうか。

○コンサルタント こちらにつきましては、小児病院工区、さいたま赤十字病院工区の2カ所に設置してあるものの写真で示してございますけれども、これは目的といたしましては常に住民の皆様が見て確認できるような形というところを目的として設置しておりまして、特に測定結果のデータをとるとか、公表するような形というのとはお異なります。そこで見ていただくという趣旨で設置をしているというものでございます。

○永澤会長 他にございますか。

よろしいでしょうか。

では、騒音と振動に関しては以上といたしまして、3番目の地域交通に関してご意見、ご質問、お気づきの点、ご指摘いただけますか。

○大窪委員 資料を拝見して、交通量に関するデータというのはたくさんあるのですが、時間に関するデータ、つまり工事の車両が混入することによって道路を通り過ぎる時間というものがどれくらい増加したのかどうか、それに関してもしデータ等ございましたら、教えてください。

○コンサルタント 時間までは把握はしておりません。今回の調査は各交差点で交通量をはかったというものと、それから出口、これは台数を確認するというのは誰でもできるような台数のことだけですが、では、この工事関係車両がどうだったかということにつきましては、各運転者に全部確認をいたしまして、どこを通過してきたのかを確認はしましたが、それが何時何分に通るかというところまでは把握はしておりません。

○大窪委員 時間を把握しておくことで、例えばその道路の1台当たりどれくらい滞留しているかという情報を基に、窒素酸化物の量などを推定したりして、それから、アイドリングストップを徹底したときにどれくらいの効果が見られるかといったような、そういう資料として使えると考えます。この表4-4-6で書かれているような交通混雑に対して何らかの対策をして、そういう対策を行ったということがどれくらい交通混雑の緩和につながっているのかなど、時間を通して、待ち時間の減少という定量的な評価資料というのを与えることによって、より対策の効果というのが目に見えるようになる、または使いやすくなるのではないかなと思います。コメントです。

○永澤会長 他に。

よろしいですか、私から1つ。4-4-10ページの表の4-4-7ですが、予測結果を上回ったとアンダーラインが引いてある部分ですが、その理由というのはここに一応書いておいていただいているのですが、実際には想定したときよりも交通の流れが変わっていたというふうに考えるということではよろしいのでしょうか。

○コンサルタント 流れということになるか、この交差点需要率、大窪先生がご専門ですが、いろいろな状況によってかなり変わってくると思います。例えば、大型車混入率1つとりましても、需要率が変わってきてしまいまして、予測のときには現況調査をしたものをベースにしまして、それにこちらの工事の影響というものを付加する。その時の状況に付加させた

ものということでございますので、その時の状況というのが今工事をやっている、この調査をやった時の工事の状況と、その工事の影響の無い状況がやはり大型車混入率等でも変わってまいりますので、それによってやはり多くなったり少なくなったりというのがどうもあるようでございます。

それから、あと信号現示も1カ所、直進と右折ができる右折標示が新たにできたようでございますので、そういった信号現示の変更によっても交差点需要率が、一律に大きくなるか小さくなるかというのは無い様で、変わってしまうようでした。

○永澤会長 これは私の専門分野ではないので、大窪先生に教えていただきたい部分ですが、これを測ったところは、工事地点の領域を全部取り囲む交差点をほとんど測っていただいているのですけれども、こういう時に全体の交差点需要率の平均、つまり上がったところも下がったところもあるので、全体としての量の平均みたいなものは意味があるのでしょうか。各交差点の交通量が違うから、全体を足して全体を割って、というのは出して意味がないのでしょうか。

○大窪委員 そうですね、全体を足してというよりは、例えばNo.1の地点から流入してNo.12に流出していくような交通に対してどれくらいの影響が出るか、といったようなことを追求する上では使える情報と考えます。つまり、このエリアをスルーというか、通り抜けるためのパフォーマンスの評価という意味では有用であるのかなと。確かに、交差点に応じてかなりばらつきがあるでしょうから。

○永澤会長 全体として、これは見るときに表全体、4-4-7とか4-4-8、全体として見て事前評価の予測評価とあまり変わらないという結果と見ていいということでしょうか。

○大窪委員 そうですね、少々私も意味が良く判らないもので。

というのも、ここで言っていることで、この章の初めに予測していなかった汚染物質であるとか、埋設物というのがあって、それでピークというのが10カ月目にずれ込んでしまった。それにに応じて必要になった車両の数というのが当時の予測と変わっているようです。そうすると、この当初に想定していた交通環境、先ほどご説明にあったような交通環境以外にも、交通量と工事側の供給量の条件の変化というのも十分にあると思います。そういう時に、調査結果が予測結果通りになっているのかどうかというのは、難しい問題かなというのは個人的には思っています。

○永澤会長 他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほか全体として何か、この点についてご意見等ございましたら、いただきました

いと思います。

○渡辺（季）委員 1点お伺いしたいのですが、2－20ページ、土壌汚染及び地中埋設物ですが、この地中埋設物というのはどういうものだったのでしょうか、それをどういうふう処理して、処理量がどれくらいだったのかそして何か評価などされましたでしょうか。

○事業者 まず、地中の埋設物についてお答えします。実際、様々なものが地中から出てまいりました。その代表的なものは、7メートルほどのコンクリート杭が数十本出てまいりました。その他には、枕木、鉄骨や大きなコンクリートガラ、石の塊、木片など、このようなものが出てまいりました。埋設物の量については、この場に資料を持ち合わせておりませんが、おおむね数十台程度のトラック、ダンプ量だったと記憶しております。

○永澤会長 それでは、今までご意見、委員の先生からいただいたご意見を基にして、審議会としての答申をまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、本日欠席の委員の先生方にも現在ご意見をお伺いしているところです。ですから、本日ご参加いただいた先生方も、またご検討していただいて、新たにご意見ございましたら、ぜひ電子メールでいただきたいと思います。一応、8月7日金曜日、今週の金曜日まで事務局に届けば盛り込めるということですので、何かご意見がございましたら、ご連絡ください。

事務局で、今日のご審議いただいた結果をまとめていただいて、委員の先生方には一度ご確認いただいて、修正いただいた上で答申としたいと思います。最終的な判断は、私にお任せいただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、そういうことで、さいたま新都心第8－1A街区医療拠点整備事業の審議は終了いたしました。事業者の方々、ありがとうございました。どうぞご退席ください。

（事業者退席）

○永澤会長 それでは、続きまして議事の（2）に入ります。まず初めに、議題ですが、さいたま市環境影響評価技術指針の改正の方向性についてということで、まず事務局からご説明いただきます。

○金井課長補佐 それでは、事務局から環境影響評価技術指針の改正の方向性につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にてご説明をさせていただきます。

こちらの議事についてでございますが、事業を対象とする案件ではございませんが、本市の環境影響評価条例の第6条第4項におきまして、技術指針を定め、またはこれを改定しようとするときは、さいたま市環境影響評価技術審議会の意見を聞くものとするという規定が定められておりますことから、今回、当技術審議会の議事とさせていただきます。

それでは、まず技術指針改正の背景につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料6の1枚目をご覧くださいませでしょうか。

今回の技術指針の改正につきましては、さいたま市環境影響評価条例の一部改正が主な理由となっておりますので、条例改正の背景からご説明させていただきます。

これまで、環境基本法におきまして、放射性物質による環境汚染を防止するための措置について、原子力基本法やその関係法の枠組みの中で処理すべきものとして、これらの法律にその対応を委ねておりました。

しかしながら、平成23年の福島第一原発の事故に伴い、大量の放射性物質が一般環境中へ放出されたことに対応するため、平成24年に原子力設置委員会設置法の附則におきまして環境基本法が改正され、この放射性物質に係る委任規定が削除されました。

この環境基本法の改正に伴いまして、環境影響評価法、それから大気汚染防止法、水質汚濁防止法といった個別の環境法につきましても放射性物質に係る適用除外規定が削除されることとなりました。このことによりまして、本市の環境影響評価条例につきましても放射性物質に関しまして改正前の法律と同様の放射性物質の適用除外を設けておりますので、同法と同様の改正を行うものでございます。この条例改正議案につきましては、次の議会でございます平成27年の9月議会に上程する予定でございます、同年10月公布を予定しております。また、経過措置と施行期日についてでございますが、環境影響評価の手続は事業計画の内容にもよりませんが、計画書等の準備段階の書面の提出から評価書の提出まで、おおむね1年程度を要することから、経過措置としまして、施行日以降に評価書が提出される対象事業について適用するものとしたしまして、来年、平成28年の10月1日を施行日と考えております。

次に、さいたま市環境影響評価技術指針の改正の方向性についてご説明させていただきます。資料6の2枚目をご覧ください。

主な改正内容といたしまして、現在2つほど考えております。まず、上段の1つ目でございますが、現在、技術指針の中で環境影響評価項目の事項としまして大気質や騒音、振動など、調査、予測、評価する項目といたしまして23項目ございますが、この評価項目のうち23項目に安全という評価項目がございまして、こちらの部分についての改正を考えております。この部分についての改正は、先ほどご説明いたしました条例改正を受けての技術指針の改正部分になります。今回、法改正した部分の環境省の見解では、放射性物質の対象となる事業といたしまして、原子力災害対策特別措置法の避難指示区域等で事業を実施する場合が目安とされておりますが、本市におきましては放射性物質汚染対象特別措置法に規定します重点調査の地域には

指定されていないことを考慮しまして、環境影響評価項目を新たに増やすのではなく、安全の項目の中で危険物等に対する安全性の確保を対象に、資料6にありますように放射性物質を追加する方向で考えております。

また、放射性同位元素等を取り扱う事業につきましては、先ほどご審議いただきましたさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の技術審議会におきましても、当時の委員の先生からでございますが、放射性物質含有排水の適正管理に関する意見をいただきまして、評価書にその旨を反映させた事例がございます。こうしたことも踏まえ、改正を行っていきたいと考えております。

次に、2つ目としまして下段のほうになりますが、こちらは今回の放射性物質に係る条例改正の内容とは異なる部分になりますが、環境影響評価項目の21項目にコミュニティという項目がございますが、こちらの部分の改正について考えております。こちらの島町西部土地地区画整理事業に係る環境影響評価におきまして、当時の委員の先生からご意見がございまして、技術指針を改正する方向で考えております。

お手元の資料6の2枚目にありますように、現状では公民館や集会所等、地域のコミュニティ施設といった、いわゆるハード面に係る影響のみを評価対象としておりますが、それにプラスしまして対象事業実施に伴う地域の分断等の影響が、その地域における住民同士の交流、あるいはお祭りや伝統行事など、そういったコミュニティ活動そのもの、いわゆるハード面に対してソフト面に与える影響につきましても評価対象にしていきたいと考えております。

今回、こちらの技術指針改正の方向性につきまして、何か先生方からご意見がございましたら、いただきましたご意見につきましては、そのご意見を反映いたしまして改正作業を進めてまいります。具体的に改正案が固まりましたら、今後開催する技術審議会におきまして再度取り上げさせていただきまして、改正版を完成させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、この件に関してご意見、ご質問ありましたらお願いたします。

順序として、最初に放射性物質に関する23項目の安全の部分からご意見をいただきたいと思っております。

○窪田委員 放射性物質の種類というか、この物質が該当するという内訳みたいのがあるのですか。

○武井参事兼課長 いわゆるどういう物質かというところまでは、今後検討していくところかもしれませんが、基本的には研究所やあるいは病院等で使われるアイソトープ、放射性同位元素の安全性について評価していただくと考えております。現実的には法的な規制がございますので、そういう法律の規制に基づいてしっかり管理していきますというような評価の仕方を想定はしております。

○窪田委員 国に準じてということであればそれで良いのですが、規制基準についても上位法に従うという形ですか。

○武井参事兼課長 当然、環境影響評価ですから、例えば病院などの場合は治療用、がん治療にも使われますし、あるいはトレーサーとしても使われるわけですが、そういったものが影響評価において、まずはどういう物質がどれくらい使われるかということ进行调查していただいて、それについて、これは原子力保安法体系の法律になると思いますが、そういった法律で適切に管理していく、安全に管理していくという形で評価していただくというようなことを考えております。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

他にございますか。

私から1つ、この資料に書いてあります安全のところの水色の部分ですけれども、放射性物質その他というところに、昔の指針だとここに点が入ってしまっていて、放射性物質・その他危険物に読めるので、赤の下線の部分とその他の間に点を入れていただきたいと思います。

○武井参事兼課長 実は、前の指針のその他の前に点が入っているのが、ちょっと錯誤かと思っております。いわゆるA点、B点、C点、その他何とかというところ、そういう使い方が法制執務上では通常ですので、前の点が良くなかったのかなと思っております。

また、追加でご説明しておきますと、環境影響評価法が対象としている放射性物質というのは、あくまでも今、金井のほうからもご説明させましたが、その土地が面的に汚染されている場合に、そこで事業を行うことによって放射性物質が拡散するおそれがある。であるから、その拡散を防ぐためにどういう形でやっていくのか、それを評価するという形なのですが、本市の場合は特措法の例えば重点調査地域にも幸運ながら指定されておられません。ちょうど3.11が起きたときに放射性プルームが移動して、降雨があった地域、例えば千葉県には9市町村が重点調査地域、埼玉県でも草加ともう1カ所、2カ所が指定されています。そういった箇所では事業を行う場合は、その汚染された土壌をどうするかということが問題になってきます。もし、さいたま市に面的に汚染された土地があるのであれば、事業の実施によって放射性物質の拡散

が生じる可能性があるので、そこについても技術指針は必要になってくるのですが、今回につきましては、さいたま市については面的に汚染されている部分というのはございませんので、8-1Aの評価書の段階でご意見、放射性同位元素の安全性を記載するよという形で審議会からのご意見もいただいておりますので、今回についてはそういう対応でいきたいと考えております。

以上です。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

それでは、この件はそういうことで、環境影響評価条例の改正として除外規定を取り除き、その後、技術指針に追加するということで行きたいと思っております。

次に、21のコミュニティに関することに関してご意見いただきたいと思っております。これはハード面だけではなくて活動面ということで、これは実際にソフト面を評価するということですが、どのように評価するのですか。

○武井参事兼課長 これは、今のコミュニティの評価というのが単に、例えば公民館に行くのに交通量が増えたらアクセスし難くなるなど、そういう評価です。本来、コミュニティというのはそういうものではなく、祭りや、その地域独特の風習など、そういったものがきちんと評価されなくてはいけないのではないかとご意見をかつて審議会の委員の方からいただいたことがあります。具体的な評価は、まず現況評価としてそこにどういうコミュニティが存在するか、例えば祭りが行われている、あるいは地域の行事としてこういうものが行われているといったような地域コミュニティを調査していただき、それに対して事業がどう影響を及ぼすか、ここに代表で書いたのは、例えば都市計画道路が出来ると、その地域コミュニティが分断される。もっとも、こういうことは余りないのかもしれないですけど、そもそもその祭りが行われていた場所、毎年行われている場所そのものが消失してしまうなど、そこに新たな開発が起こるとか、そういったときにどういう影響があるのか。そういう場所がなくなると、ミディゲーションといいますか、代償措置、そのかわりにどこでやるのかなど、そういう代償措置を検討するような手続になると思っておりますが、調査、予測、評価の方法としては、そのような形を想定しております。

○永澤会長 いかがでしょうか。何でもどんご意見をいただければと思っております。

○三浦委員 私は、埼玉、東京で、地域の自治会と一緒に環境街頭活動で行っている活動を15年くらいやってきているのですが、今のケースですとコミュニティ施設というのはハードで非常にわかりやすいものですね。しかし、おっしゃるとおり実際ソフトとして何がそこで

展開されているかというのは非常に大事でして、ただこれを実際評価するとなると、例えば実際、埼玉県でも1つの自治会区域の中に外環道が通ってしまったために地域が完全に2つに分かれたというのもありましたし、それからアセスをする前の時代ですけれども、新幹線が大宮と浦和の間を通るときに団地の中を通過してしまうということで、その団地のコミュニティがかなり影響を受けたということもあるわけです。

ですから、影響評価に加えるという点では、非常に重要ですがけれども、これはある意味、環境影響評価というものの本質を非常に大きく展開させる。つまり、人々の活動というのは、コミュニティ活動もちろん大事ですがけれども、我々の日々の生活していく、生活して住まいに住んで、事業活動を行うということで構成されているわけです。時間的には、そのコミュニティ活動にかかる時間よりも、我々の通常的生活時間、事業活動のほうがはるかに長いわけです。そうすると、今度そこに対する影響をどうするのかということに対して議論が起こってくると思います。そうすると、環境影響評価というものが、いわばこれは良い意味でも悪い意味でもハード中心に進んできたものです。これを人々の生活への影響を視野に入れるかどうかというものは、つまり環境影響評価の国の法律体系、何を目的とするか、線引きしているわけです。結局、ハードのほうがやりやすいということもあってです。ハードを通じて、ハードをよくすることによってソフトへの影響を小さくしようとしているわけですがけれども、そのソフトを直接、評価の対象にするというのは環境影響評価の理念そのものを大きく変える、私はいい方向に変えるものであると思うのですがけれども、そこで非常にソフトという面に、大気汚染とか騒音とか、そういったものに比べると非常に定義も難しくて用語も難しいものを対象にしなくてはいけなくなる。ですから、そういった評価方法の提案も同時になされていかなければいけないというように思います。

以上です。

○永澤会長　そうすると、例えば景観とか、そういうものと似たような。

○三浦委員　そうですね、そういう意味では景観というものも、こういった準備書の中では、ある建物ができるとう景観がこういう風になりますというシミュレーション写真は皆さんもご覧になったと思うのですがけれども、そこまではできるのですがけれども、では多くの準備書は景観に対する大きな影響はありませんと書いてありますが、見方によっては大きな影響があるというふうにもとれるわけです。

ですから、ハードなものであっても景観のようなものになると、非常に主観的な要素とか評価が難しいわけですね。これがさらに人の活動という目に見えないものになると、何をもち

影響を受けたのだというのを見るのは、やっぱりいろんな工夫が必要であると、そこを乗り越えなければいけないというふうに思います

以上です。

○武井参事兼課長 本当に貴重なご意見ありがとうございます。

コミュニティって、そもそも何なのという、そういう定義づけも非常に難しいところもあると思いますし、確かにハード面と違ってこういうものを評価に入れるというのは、方法論を十分に検討していかななくてはいけないと思っておりますので、今いただいたご意見も十分に参考にしまして、案として形作っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大窪委員 その環境影響評価手法に関してですけれども、今、多くの手法というのは環境の価値を金銭で評価しようというスタイルと考えます。例えば地価がどれくらい上がったかというのを見て、それで見ようと、多分、表面先行法と関係していると思いますが、例えばこういう公民館、集会所というのをつくることによって、こういう効果が生まれますよと、それに対してあなたは幾らぐらい支払う意思をお持ちですかといったようなことをアンケート調査するといったような、とにかく金銭という一つの客観的な評価手法に何とか押し込めようと。その金銭ではなくて、ソフト面ということで、祭りなり、何かのアクティビティーに結びつけようという話ですよ。

先ほど、三浦副会長からもお話があったように、ソフト面で評価するというのはやっぱり難しいと思います。つまり、人によってその定義が違ったり、考える範囲というのが大分違ってくるので、そのソフト面で考えることの何と申しますか、メリットですか、金銭で計ることにはないようなメリットというのがもう少しあればいいのかなといったような感想を持ちました。

○永澤会長 他に何かございますでしょうか。

私も、最初にどうやって評価するかというのは、結局どうやって定量的で客観的な評価をするかということで、三浦先生と同じように相当考えないと、いろんな考え方というか、科学的でない要素が相当入ってくることになるので、その環境影響を考えるというのが相当難しいなという気はしているんですね。

ただ、方法としては、こういう活動を評価していただくというのはいい方法であるとは思いますが、客観的で定量的な評価、基準がないと、評価って難しいなという感じはしております。専門ではないですけれども。

○武井参事兼課長 環境影響評価において、大気汚染や騒音の場合は、基本的には定量的な評価となってきますが、現行の環境影響評価項目の中にも、必ずしも定量的な評価でないような

ものもございます。いわゆる定性的な評価というような形になりますが、この場合は定性的、よく技術指針とかに書いてあるやり方は、事業者が実行可能な範囲でどれだけ努力したかなど、そういった評価の仕方もございますので、コミュニティ、単純にその祭りの場所が消失するという形だとわかりやすい話ですが、それ以外のところでは定量よりもどちらかという定性的な評価がこの場合は出てくると考えております。

○三浦委員 重ねての議論になりますので、ちょっと時間もありますので、手短に申し上げますが、私が申し上げていることは今おっしゃっていることともう一つ、ある施設なり、今回、病院ができれば人々の生活というのは病院ができることによって便利になるし、命も助かるし、いいことがたくさんあるわけです。一方で、環境影響評価を、環境に対して影響を与える、悪い影響を与える。具体的には大気質、空気が汚れば人々の生活が変わる、騒音が増える、水質が悪ければ人々にかかわるといふ、その今の影響評価項目が悪くなれば人々の生活は悪くなるという前提でハードの評価を通じてソフトがよくなるはずという。そこに今度は、例えば病院ができることによって、人々の生活がよくなるどころと悪くなるどころを全部上げていくと、それはもうコミュニティ活動だけではなくて、人々の生活、仕事をするということ全般でそれを見ることになる。それが私は環境影響評価制度の理念を根本的から変えていく、私はいい方向に変わるものだとは思いますが、ある建物ができるといふことによって、さまざまな項目でいろんなものが変わっていくわけです。今はごくごく一部を評価しているに過ぎない。どこまで広げていくかということの合意形成を図らないと、かえって環境影響評価が、理念は立派だけれども、実効性がないというものになっていく危険性を孕むというふうに私は考えております。

以上です。

○大窪委員 この祭りとか伝統行事に与える影響というより、地域の満足度に与える影響でもいいのかなというような感じがします。そのときに、人のつながりとか、そういう社会的なネットワークとかをまとめてソーシャルキャピタル、社会資本といったような考え方も最近出てきていますので、社会資本というからには社会の何というのでしょうか、つながりとか、そういう資本のようなものですね、それが地域でどう醸成されていくのかといったような話も出てきていますので、それは人によって定義も異なってくる話ですので、その辺を調査されて、もう一度この評価指標のところを検討されたらよろしいのかなというような感想を持ちました。

○永澤会長 他にご意見ありますか。

私も、結局ここは相当、環境影響評価技術審議会という部分で相当技術的な部分でお手伝い

するという事なので、この先、三浦先生もおっしゃったようにある意味、行政とか政治とか意思決定とか、そういう部分が相当絡んでくると思います。ですから、こういうところにそれを入れるかどうかというのは、意思決定の部分の合意がないと、我々が勝手に判断できることではないのではと思っております。

ですから、例えば議会などで、それもやってくださいということであれば、それに対する客観的な基準を作るということに対する提案はできると思うのですが、本審議会がそれを認めるかどうかという問題では本当はないのであろうと、この部分に関してはです。前の放射性物質に関しては上の法規が変わったので、やらざるを得ないのだと思うのですが、この部分に関してはその意思決定なり、行政の部分なりが、こういうふうにするということを決めていただいた段階でしか動き出せない、我々はそう思うのですが、いかがでしょうか。

○三浦委員 おっしゃるとおりで、私も極めてごく一部しか評価していませんでしたが、しかしここに大気汚染をはじめ、お一人お一人の専門家に集まっていたからこそ評価ができる、我々のミッションというのは狭い領域だからこそ、やはり環境影響評価を定量的に客観的にできる強みがあると思います。ですから、それはやはり守っていかなければいけないというふうに思います。

○永澤会長 他に、よろしいでしょうか。

では、そういうことで、またこの先の議論は事務局でお考えいただいた後、何か提案をいただけたらと思いますので、それについて委員の先生方にもまた議論していただく、場合によってはメインか何かでも議論していただくことにしようと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、現在のいただいたご意見を踏まえて、この指針に対する改正案を次回以降の審議会にまた議題として提出していただくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで1と2に関して終わったということで、議事3、その他として事務局から何かありますでしょうか。

○金井課長補佐 事務局から3点ほど連絡事項がございます。

まず、1点目でございますが、本日の議事録は市のホームページに掲載をしますので、その前に委員の皆様にご電子メールで8月中旬ごろにはお送りし、内容をご確認いただきます。

また、答申の案もあわせてお送りしますので、ご意見等をいただき、永澤会長の最終判断をいただいて確定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、市長意見でございますが、審議会答申を基に書面で作成して事業者に意見を述べます。資料5にありましたように、市長意見の期限が8月25日までとなっております。市長意見を事業者に送付しましたその内容につきましても、後日、委員の先生方にはご報告申し上げます。

○羽田主査 最後に3点目でございますが、これまでの各審議案件の現状と今後の審議会及び委員会の開催につきましてご説明させていただきます。

まず、資料7のさいたま市環境影響評価条例審議案件現状をご覧ください。

これまでに、本市の条例に基づきまして環境影響評価手続を実施している事業は1番から6番までの6件でございます。このうち、現在も手続が進行しておりますのは、1番、（仮称）さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業、2番のさいたま市新クリーンセンター整備事業、5番のさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業、2枚目の6番のさいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業の4件でございます。次項の7番以降の事業につきましては、本年度から来年度にかけて手続が開始される予定の案件を記載しております。

今年度、委員の皆様には2番の新クリーンセンター整備事業における工事完了後の事後調査書、7番のさいたま市立病院建設事業における調査計画書の2つの案件につきまして、今後ご審議をいただく予定でございます。

新クリーンセンター整備事業につきましては、今年度中に工事完了後の事後調査書が提出される予定でございます。時期は今のところ未定ではございますが、事後調査書が提出され次第、委員の皆様にはご通知等を差し上げたいと存じます。

さいたま市立病院建設事業につきましては、早ければ今月下旬ごろに調査計画書が提出される予定でございますので、こちらも調査計画書が提出され次第、委員の皆様にはご通知等を差し上げたいと存じます。

このさいたま市立病院建設事業につきましては、新規の事業案件としまして調査計画書が提出されることから、委員会の設置を予定しておりますので、委員会の設置、運営に関する規定をご説明させていただきます。

資料8のさいたま市環境影響評価技術審議会委員会運営要領をご覧ください。

第2条におきまして、審議会に委員会を置くことができとなっております。委員会は審議する事業案件ごとに設置し、審議会が付託する事項を調査、審議することとなっております。具体的には、対象の事業案件につきまして、特に周囲への影響が大きいと考えられる環境項目を抽出いたしまして、それに関する部分を集中的にご審議いただきます。委員会を構成する委員は、集中審議する環境項目をご専門とする方、5から6名を会長からご指名していただきま

すので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終了いたします。

○永澤会長 それでは、今の3件に関してご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもちまして議事終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。

○武井参事兼課長 本日は、大変長い時間ご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第20回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了させていただきます。

ありがとうございます。

午後4時46分 閉会